

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年1月31日(2008.1.31)

【公開番号】特開2006-166249(P2006-166249A)

【公開日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2006-024

【出願番号】特願2004-357152(P2004-357152)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

H 04 N 7/167 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

G 06 F 12/14 5 6 0 D

H 04 N 7/167 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月10日(2007.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像データおよび音データのうちの少なくともいずれか1つを含むコンテンツ、ならびにそのコンテンツを再生するための再生プログラムを記憶する第1の記憶手段を含むサーバ装置と、

前記サーバ装置の第1の記憶手段に記憶されたコンテンツおよび再生プログラムを取得する取得手段、前記取得手段によって取得されたコンテンツおよび再生プログラムを記憶する第2の記憶手段、前記第2の記憶手段に記憶された再生プログラムを実行することによって、前記第2の記憶手段に記憶されたコンテンツを再生するコンテンツ再生手段、ならびに前記第2の記憶手段に記憶されたコンテンツを前記コンテンツ再生手段に再生させる制御手段を含む再生装置とを含み、

前記制御手段は、前記第2の記憶手段に記憶されたコンテンツを再生するとき、そのコンテンツを再生するための再生プログラムを、前記第1の記憶手段から前記取得手段に取得させ、前記取得手段に取得させた再生プログラムを前記第2の記憶手段に記憶させ、前記第2の記憶手段に記憶させた再生プログラムを前記コンテンツ再生手段に実行させ、

前記第2の記憶手段に記憶させた再生プログラムのうち、前記コンテンツ再生手段がコンテンツを再生するために実行していた再生プログラムを、そのコンテンツの再生が終了したとき、消去することを特徴とするコンテンツ再生システム。

【請求項2】

前記第1の記憶手段は、暗号化されたコンテンツを復号する鍵情報をさらに記憶し、

前記制御手段は、前記第1の記憶手段に記憶されたコンテンツを前記取得手段に取得させるととき、暗号化されたコンテンツを取得させ、前記取得手段に取得させた暗号化されたコンテンツを、前記第2の記憶手段に記憶させ、前記第2の記憶手段に記憶させた暗号化されたコンテンツを再生するとき、前記第1の記憶手段に記憶された再生プログラムおよび鍵情報を前記取得手段に取得させ、前記取得手段に取得させた鍵情報に基づいて、前記

第2の記憶手段に記憶させた暗号化されたコンテンツを復号することを特徴とする請求項1に記載のコンテンツ再生システム。

【請求項3】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、前記第2の記憶手段は、再生装置への電力の供給が遮断されることによって、記憶している情報が消去される第3の記憶手段を含み、

前記制御手段は、前記取得手段に取得させた再生プログラムを前記第3の記憶手段に記憶させることを特徴とする再生装置。

【請求項4】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、または請求項3に記載の再生装置であって、

前記制御手段は、前記第2の記憶手段に記憶させた再生プログラムのうち、前記コンテンツ再生手段がコンテンツを再生するために実行していた再生プログラムの一部を、そのコンテンツの再生が終了したとき、消去することを特徴とする再生装置。

【請求項5】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、または請求項3もしくは4に記載の再生装置であって、

前記制御手段は、前記第1の記憶手段に記憶されたコンテンツを、前記取得手段に取得させると、そのコンテンツを再生するための再生プログラムの一部も取得させ、前記第2の記憶手段に記憶させたコンテンツを再生するとき、そのコンテンツを再生するための再生プログラムのうちで、前記取得手段に取得させた再生プログラムの前記一部を除く残余の部分を、前記取得手段に取得させることを特徴とする再生装置。

【請求項6】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、または請求項3～5のいずれか1つに記載の再生装置であって、

前記再生プログラムは、再生装置が動作する動作条件に応じた再生プログラムを含み、前記取得手段は、前記第1の記憶手段に記憶された再生プログラムのうちで、再生装置の動作条件に合致する再生プログラムを取得することを特徴とする再生装置。

【請求項7】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、または請求項3～6のいずれか1つに記載の再生装置であって、

前記第1の記憶手段は、コンテンツの再生を制限する条件を示す制限情報をさらに記憶し、

前記制御手段は、前記第1の記憶手段に記憶されたコンテンツを前記取得手段に取得させると、前記第1の記憶手段に記憶された制限情報を取得させ、前記取得手段に取得させたコンテンツおよび制限情報を、前記第2の記憶手段に記憶させ、前記第2の記憶手段に記憶させたコンテンツを再生するとき、前記第2の記憶手段に記憶させた制限情報によって示される条件が成立すると、前記第2の記憶手段に記憶させたコンテンツを消去することを特徴とする再生装置。

【請求項8】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、または請求項3～7のいずれか1つに記載の再生装置であって、

前記制御手段は、前記第1の記憶手段に記憶された再生プログラムを前記取得手段に取得させると、または前記第2の記憶手段に記憶させたコンテンツを、前記コンテンツ再生手段に再生させるとき、異常を検出すると、検出した異常に応じて、前記第1の記憶手段に記憶された再生プログラムを前記取得手段に新たに取得させることを特徴とする再生装置。

【請求項9】

請求項1もしくは2に記載のコンテンツ再生システムに含まれる再生装置であって、または請求項3～8のいずれか1つに記載の再生装置であって、

コンテンツを含むデータを記録した記録装置を接続する記録装置接続手段をさらに含み

、前記制御手段は、前記記録装置接続手段に接続された記録装置に記録されたコンテンツを再生するとき、そのコンテンツを再生するための再生プログラムを前記取得手段に取得させることを特徴とする再生装置。

【請求項 10】

前記再生装置は、前記制御手段が前記第1の記憶手段に記憶された再生プログラムを、前記取得手段に取得させるとときに検出した異常、または前記制御手段が前記第2の記憶手段に記憶させたコンテンツを、前記コンテンツ再生手段に再生させるときに検出した異常を、前記サーバ装置に通知する通知手段をさらに含み、

前記サーバ装置は、前記通知手段によって異常が通知されると、前記通知手段によって通知された異常に応じて、コンテンツおよび再生プログラムを前記取得手段に取得させない取得制限手段をさらに含むことを特徴とする請求項1または2に記載のコンテンツ再生システムを構成することを特徴とするサーバ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【特許文献1】特開平10-154184号公報

【特許文献2】特開平10-283280号公報

【特許文献3】特開2004-12866号公報

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また本発明は、画像データおよび音データのうちの少なくともいずれか1つを含むコンテンツ、ならびにそのコンテンツを再生するための再生プログラムを記憶する第1の記憶手段を含むサーバ装置と、

前記サーバ装置の第1の記憶手段に記憶されたコンテンツおよび再生プログラムを取得する取得手段、前記取得手段によって取得されたコンテンツおよび再生プログラムを記憶する第2の記憶手段、前記第2の記憶手段に記憶された再生プログラムを実行することによって、前記第2の記憶手段に記憶されたコンテンツを再生するコンテンツ再生手段、ならびに前記第2の記憶手段に記憶されたコンテンツを前記コンテンツ再生手段に再生させる制御手段を含む再生装置とを含み、

前記制御手段は、前記第2の記憶手段に記憶されたコンテンツを再生するとき、そのコンテンツを再生するための再生プログラムを、前記第1の記憶手段から前記取得手段に取得させ、前記取得手段に取得させた再生プログラムを前記第2の記憶手段に記憶させ、前記第2の記憶手段に記憶させた再生プログラムを前記コンテンツ再生手段に実行させ、

前記第2の記憶手段に記憶させた再生プログラムのうち、前記コンテンツ再生手段がコンテンツを再生するために実行していた再生プログラムを、そのコンテンツの再生が終了したとき、消去することを特徴とするコンテンツ再生システムである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このように、再生装置は、コンテンツを再生するときに、そのコンテンツを再生するための再生プログラムをダウンロードするので、コンテンツと独立して再生プログラムを取得することができる。

また、コンテンツ再生手段によるコンテンツの再生が終了したとき、そのコンテンツを再生するために実行された再生プログラムが第2の記憶手段から消去されるので、コンテンツの再生が終了した後は、再生装置内に再生プログラムが残らない。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

したがって、再生時に、再生プログラムのみを独立してダウンロードするので、既にコンテンツが記録部に記憶されているときも、最新の再生プログラムをダウンロードすることができ、再生プログラム自体の改変に伴う新しいプログラムの提供も容易に行うことができる。

また、コンテンツ再生手段によるコンテンツの再生が終了したとき、そのコンテンツを再生するために実行された再生プログラムが第2の記憶手段から消去されるので、コンテンツの再生が終了した後は、再生装置内に再生プログラムが残らない。

したがって、コンテンツを再生するためにダウンロードした再生プログラムの解析を防止することができる。すなわち、コンテンツのプレーヤソフトつまり再生プログラムを、永続的に再生装置内の記憶部に記憶せず、再生時のみダウンロードして実行することによって、たとえば再生装置内の記憶部をパソコンやコンピュータなどに接続して、再生プログラムを再生装置内の記憶部から読み出して解析することを防止することができ、コンテンツの不正利用を防ぐことができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】削除

【補正の内容】